

事前協議先(各担当課)

R2.4.1

各条項	協議内容	協議先	電話(所在地)	場所	
第6条	建築協定(建築基準法第69条)	まちづくり推進部 建築指導課	0568-85-6328	本庁9階	
第7条	敷地面積の基準				
第8条	開発事業区域と道路				
第14条	人にやさしい街づくりの推進に関する条例				
第6条	地区計画(都市計画法第12条の5)	まちづくり推進部 都市政策課	0568-85-6264		
第9条 第1項	駐車場の台数(駐車場乗入れは、建設部道路課と協議)		0568-85-6268		
第9条 第4項	春日井市建築物における駐車施設の附置等に関する条例				
第10条	駐輪場(台数及び規模)				
第13条	春日井市都市景観条例(大規模建築物等)				0568-85-6265
第17条	公共輸送の確保(住宅1,000戸以上の開発行為等)	0568-85-6051			
第30条 第3項	開発事業地の小学校及び中学校区、代表者の照会	教育委員会 学校教育課	0568-85-6442		
第21条 第4項 第2号	公共下水道 (春日井市下水道条例)	上下水道部 上下水道業務課 上下水道経営課 下水建設課	0568-85-6418 0568-85-6347 0568-85-6368	本庁8階	
第24条	上水道施設 (春日井市水道事業給水条例)	上下水道部 上下水道業務課 上下水道経営課	0568-85-6419 0568-85-6347		
第11条	春日井市自然環境の保全を推進する条例 (市街化調整区域における造成工事の場合)	建設部 公園緑地課	0568-85-6283	本庁7階	
第12条	春日井市緑化の推進に関する条例 春日井市緑化の推進に関する指導要領				
第20条	公園又は緑地の整備 (開発事業区域面積が0.3ha以上の開発行為)				
第15条	交通安全施設等の設置	建設部 道路課	0568-85-6272		
第19条	道路の整備 (開発事業区域内に道路を設置する場合等)				
第21条 第2項 第35条 第1項 第3項 第4項	春日井市雨水流出抑制施設設置指導要綱 農業用施設及びため池	建設部 河川排水課	0568-85-6361		
第22条 第1項	春日井市消防水利設置基準	消防本部 消防救急課	0568-85-6337		
第22条 第2項	消防活動用空地等の設置指導基準	消防本部 予防課	0568-85-6383		
第9条 第3項	駐車場出入口の安全確保	総務部 市民安全課	0568-85-6053		本庁4階
第33条	春日井市環境基本条例	環境部 環境政策課	0568-85-6216		本庁3階
	春日井市生活環境の保全に関する条例	環境部 環境政策課 環境保全課	0568-85-6216 0568-85-6217		
	春日井市土砂等の埋立て等に関する条例(H22.10.1～)	環境部 環境保全課	0568-85-6217		
第35条 第1項	生産緑地関係	産業部 農政課	0568-85-6239		
第30条 第3項	開発事業地に関係する地元区長及び町内会長の照会	市民生活部 市民活動推進課	0568-85-6617		
第32条	町内会等への加入促進に関する協議の報告				
第27条	保育施設等の設置に関する協議	青少年子ども部 保育課	0568-85-6202	本庁2階	
		青少年子ども部 子ども政策課	0568-85-6206		
第25条	ごみステーション設置要綱	環境部 清掃事業所	0568-84-3211 (鷹来町4957-2)	出先機関	
第16条	文化財の保全	教育委員会 文化財課	0568-33-1113 (柏原町1-97-1)		